

入学試験・教務に関する Q&A

1. 出願資格について

Q1：大学を卒業していないが、出願は可能ですか？

A1：大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを別途審査する「出願資格審査」を**出願前**に受ける必要があります。出願資格審査の詳細は、学生募集要項（P.3「3. 出願資格審査」）をご確認ください。

Q2：出身大学の学部は経済学部ではありませんが、出願は可能ですか？

A2：問題ありません。

2. 出願書類について

Q1：志望理由書・研究計画書・論文の書き方を教えてください。

A1：志望理由書および研究計画書は、学生募集要項添付の様式に、手書き又は本学 Web サイトから様式をダウンロードし PC で作成してください。【大阪府立大学 HOME > 入試情報 > 大学院入試 > 経済学研究科】

志望理由書	志望理由及び入学後の研究希望内容について記入してください。文字数の制約はありませんので、適切と考える分量で作成してください。
研究計画書	出願時に考えている研究テーマ・当該研究の目的と意義・研究の進め方等について、ご自身が想定する修業年限で、修士論文を完成させるまでの計画を記入してください。文字数の制約はありませんので、適切と考える分量で作成してください。
論文	入学してから研究したいテーマに関して、既存文献も参考にしながら、出願までの時点でご自身が考察した内容に基づき 5,000 字程度 で作成してください。 ※アカデミック・ライティング（学術的な文章の執筆）については、 http://www.las.osakafu-u.ac.jp/learning-support/acw/ の資料等を参考にしてください。

【注意】内容についてのご質問は、公平性の観点からお答えすることができません。

Q2：願書に指導希望教員を必ず記入する必要がありますか？

A2：必ず記入する必要はありません。出願時に指導希望教員が決まっている場合のみ、記入してください。（同一プログラム内で選択してください。）ただし、願書に記入した第1希望の教員が指導教員になるとは限りません。入学時や在学中に変更となる可能性も有ります。

Q3：推薦書を提出可能な志願者のみとしているのはなぜですか？

A3：推薦書の提出有無で、入試の判定に影響することはありません。職場の理解があれば、入学後スムーズに研究が進められると考えられますが、職場には内緒で通われる方もおられますので、推薦書については提出可能な方のみとしています。職場以外の方で、志願者の実務上の経験および能力を知り得る方が推薦していただいても構いません。

3. 入学試験について

Q1：入学者選考について教えてください。

A1：入学者選考は、志望理由書・研究計画書・論文の審査、口述試験ならびに出願書類に基づき総合判定します。口述試験は、主として論文・研究計画書に関して行います。集団ではなく個別の口述試験で、1人15分程度です。事前に志願者を割り振って集合時刻を通知します。

Q2：社会人特別選抜（サテライト教室）の昨年度の倍率を教えてください。

A2：募集人員は経営学専攻25名です。昨年度の志願者は51名で、合格者は20名でした。倍率は約2.6倍です。

4. 授業について

Q1：サテライト教室には毎日通学しなければ単位が取れませんか？

A1：2年間で31単位取得する必要があります。週3日程度の通学で修了される方もいらっしゃいます。

Q2：サテライト教室の学生が中百舌鳥キャンパスの授業も受講できますか？

A2：中百舌鳥キャンパスで昼間開講の授業科目も受講可能です。通常の受講申請以外の手続きが必要となりますので、希望される方は、教務グループ（072-254-7514）にご相談ください。

Q3：2年間で修了を目指す場合、過去の受講生はどのような授業の取り方をしていますか？

2年次は修士論文作成のみですか？

A3：2年間で修了を目指す方は、出来るだけ1年次の時点で単位を取得されています。

ただ単位を取得すれば良いのではなく、目指す研究に向けて、指導教員から「この講義を受講するように」といった助言などがあり、一概に受講モデルがあるわけではありません。

修士論文の作成に当たっては、1年次前期の段階から、演習（ゼミ）の科目が設定されており、指導教員の指導のもとにテーマ設定、研究計画の策定などを大学院生の方に行っていただいております。2年次前期からは本格的に修士論文の執筆に取り掛かっていただくこととなります。

Q4：時間割、履修要項について教えてください。

A4：経済学研究科 Web サイトに掲載している「授業時間割」「履修要項」をご覧ください。

5. その他

Q1：出願前に指導希望教員と連絡を取る必要はありますか？

A1：特に必要ありません。

Q2：税理士試験の科目免除について教えてください。

A2：科目免除にかかる論文審査は、本学ではなく国税庁が行います。本学経済学研究科（サテライト教室）は、税理士試験科目免除を目的としている大学院ではなく、研究を進め、修士論文を書き上げて修了していただく大学院です。その結果として、国税庁に修士論文を申請して税理士試験科目の免除が与えられることがあります。研究とは別に、税理士の科目免除を中心にお考えであれば、税理士科目免除を目的としている大学院を選ばれる方がよいかもしれません。

Q3：平成26年10月1日～「教育訓練給付金」の給付内容が拡充されましたが、影響はありますか？

A3：本研究科は拡充された「専門実践教育訓練」ではなく、「一般教育訓練」ですので、影響はありません。

課程	長期履修制度	修業年数	教育訓練給付金
博士前期課程	利用せず	2年	○
	利用	3年～4年	×
博士後期課程	利用せず	3年	×
	利用	4年～6年	×

※1 長期履修制度を利用した学生が短縮し2年で修了した場合も、教育訓練給付金の対象とはなりません。

※2 長期履修制度を利用した場合でも、支払い授業料は2年分を越えることはありません。

※3 教育訓練給付金制度の支給額や申請手続きについては、ハローワークにお問い合わせください。

※4 支給額は現時点では最大10万円となります。

※5 指定講座名：大阪府立大学大学院経済学研究科博士前期課程（サテライト教室）

指定講座番号：27374-021001-8

Q4：長期履修制度について教えてください。

A4：長期履修生の許可は、教授会の議を経て決定されます。長期履修を出願することができる者は、次のいずれかに該当する者です。

(1) 職業を有する者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）で、標準修業年限で修了することが困難な者

(2) 育児、介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者

(3) その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難な者

・ 所定の書類を**出願時**に提出してください。

・ 入学後の申請については、教務グループにご連絡ください。

大阪府立大学 教育推進課 教務グループ（経済学研究科担当）072-254-7514

※詳細は経済学研究科長期履修実施要綱をご覧ください。

Q5：入学後、長期履修を申請することができますか？

A5：可能です。ただし、入学時に遡って最大4年まで認められるわけではありません。